

六ヶ所村原子力災害避難計画

【原子燃料サイクル施設対象】

令和 5 年 2 月修正
六 ヶ 所 村

【 目 次 】

第1章 総則	1
1. 本計画の位置付け	1
2. 本計画の性格	1
3. 本計画の基礎となる災害の想定	1
4. 計画の修正	1
5. 計画策定の経緯	2
第2章 原子力災害対策の基本的事項	3
1. 原子力災害から身を守るための防護措置	3
2. 原子力災害対策重点区域の範囲	4
3. 具体的防護措置を定めておくべき施設	7
4. 防護措置の実施基準	7
第3章 緊急時における住民等への広報	16
1. 情報伝達の流れ	16
2. 広報の手段	17
3. 広報の内容	17
第4章 住民等の防護措置	19
1. 放射性物質放出前までの対応	19
2. 放射性物質放出後の対応	21
3. 避難等の基本的な流れ	23
4. 複合災害時又は新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症流行下における段階的な対応	24
5. 避難等の手段	24
6. 避難場所等	25
7. 避難経路	37
8. 安定ヨウ素剤の配布・服用	46
9. 避難退域時検査・簡易除染等	50
10. 在宅の要配慮者の避難	55
11. 医療機関及び社会福祉施設等の避難	56
12. 学校及び児童が通所する社会福祉施設等の避難	60
13. 村内企業従事者、一時滞在者等への対応	64
14. 避難を円滑に行うための対応	65
15. 避難時の留意事項	68

16. 避難誘導方法	69
17. 残留者への対応	69

第1章 総則

1. 本計画の位置付け

この計画は、六ヶ所再処理施設をはじめとする原子燃料サイクル施設（以下、「原子燃料サイクル施設」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号 以下、「原災法」という。）に定める原子力災害が発生もしくは発生するおそれがある場合において、住民避難等の防護対策を迅速に実施できるよう、六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「地域防災計画」という。）に基づき策定するものである。

2. 本計画の性格

この計画は、地域防災計画で定める緊急事態応急対策のうち、初期対応として実施する放射線等からの防護措置等を迅速かつ円滑に実施するための基本的事項について定めるものとする。

3. 本計画の基礎となる災害の想定

この計画では、原子燃料サイクル施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外に放出されることによる原子力災害が発生したことを想定する。

併せて、地震、津波、風水害等の自然災害（以下、「地震等」という）との複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合を想定した代替避難経路の設定及び地震等による避難所の損壊又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下など避難所の収容人員が不足する場合を想定した段階的な対応について本計画に記載している。

その他、この計画の想定にない事項についても、発生する可能性を認識し、平時から情報収集・連絡体制の整備、住民への情報伝達体制の整備、資機材等の整備、外部機関との相互の連携などを図っていくものとする。

なお、原子燃料サイクル施設と東通原子力発電所が同時発災することとも考えられるが、同時発災の場合は東通原子力発電所に係る避難計画に準ずることとする。

4. 計画の修正

この計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後、関係

法令、原子力災害対策指針、地域防災計画等の改正や、防災関係機関との協議・検討結果を踏まえ、随時更新するものとする。

5. 計画策定の経緯

【令和3年3月策定】

青森県が令和2年3月に策定した「原子燃料サイクル施設の原子力災害時における避難の基本的な考え方」の内容及び平成31年2月に修正した地域防災計画の内容を踏まえて策定。

【令和5年2月修正】

(1) 避難等の円滑な実施及び職員の体制の確保を目的とした修正。

- ・ 一時集合場所の役割を安定ヨウ素剤配布場所とバス乗車場所に区別し、施設を再指定。
- ・ 避難者カード様式の見直し。

(2) 避難経路の再設定

- ・ 上記(1)等を踏まえた避難経路の再設定。

(3) その他所要の見直し

第2章 原子力災害対策の基本的事項

1. 原子力災害から身を守るための防護措置

原子力災害から身を守るため、原子燃料サイクル施設で発生した事故の状況や環境中の空間放射線量率等を踏まえ、住民がとるべき防護措置は以下のとおりである。

(1) 避難及び一時移転

あらかじめ定められた避難先への避難を実施すること。原子燃料サイクル施設の事故の状況や環境中の空間放射線量率等により、次の2つが原子力災害対策指針において規定されている。

① 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れること。

② 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れること。

(2) 屋内退避

建物の中に入ること、壁などによる放射線の遮へい効果や、ドアや窓を閉めて屋内への放射性物質の取り込みを防ぐことにより被ばくを低減すること。

(3) 安定ヨウ素剤の服用

原子燃料サイクル施設の事故によって放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食物を通じて体内に取り込まれると、甲状腺に集積して内部被ばくをすることから、体内に取り込まれる前に、非放射性ヨウ素を内服用のヨウ化カリウムに製剤化した安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺の被ばくを低減すること。避難や一時移転と併せて実施する。

(4) 避難退域時検査及び簡易除染

放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや経口摂取による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止を目的として実施する。専用の放射線測定器によって住民の身体や物品等に付着した放射性物質の汚染の程度を把握して、一定以上の放射性物質が検出された場合は、簡易除染（脱衣やふき取りなどにより放射性物質を取り除くこと）を行う。

（５）飲食物の摂取制限

地域で生産される飲食物の放射能濃度を測定し、一定以上の濃度が確認された場合は、該当する飲食物を摂取しないことで、経口摂取による内部被ばくの低減を図る。

２．原子力災害対策重点区域の範囲

地域防災計画に基づき、原子燃料サイクル施設を対象とする原子力災害対策重点区域内の行政地区を表２－１及び図２－１に示す。また、行政地区別人口及び世帯数を表２－２に示す。

表２－１ 原子力災害対策重点区域内の行政地区名

区 分	対象施設	範 囲	行 政 地 区 名
緊急防護措置を準備する区域（UPZ）	再処理施設（再処理工場）	施設を中心におおむね半径５ｋｍ	尾駈レイクタウン、尾駈浜、野附、尾駈、老部川、富ノ沢、二又、第三二又、第四雲雀平、弥栄平、戸鎖、室ノ久保、鷹架
	ＭＯＸ※燃料加工施設（ＭＯＸ燃料工場）	施設を中心におおむね半径１ｋｍ	弥栄平
	加工施設（ウラン濃縮工場）	なし	なし
	廃棄物埋設施設（低レベル放射性廃棄物埋設センター）	なし	なし
	廃棄物管理施設（高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター）	なし	なし

※ ＭＯＸ…ウラン・プルトニウム混合酸化物

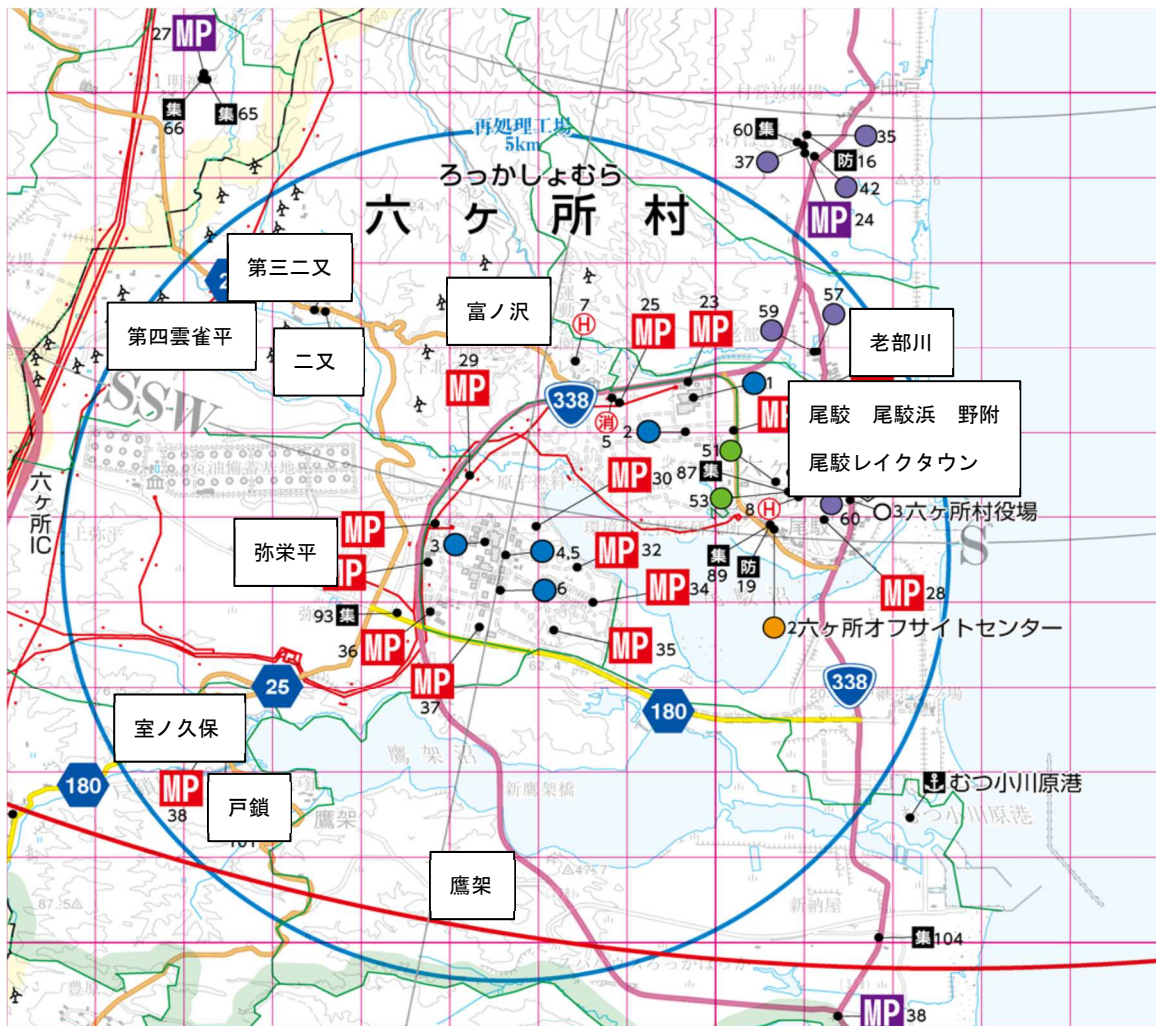


図 2 - 1 原子力災害対策重点区域内の行政地区（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）

表 2 - 2 行政地区別人口及び世帯数

(住基台帳人口 令和5年1月1日現在 なお、要配慮者数については令和3年2月1日現在)

No.	避難単位(地区、町内会等)	原子燃料サイクル施設 (再処理工場)		男				女				計(人)	世帯数(戸)
		サイトから の距離(km)	サイトからの 16方位	うち要配慮者数※1		うち外国人人数 ※在留カード 交付者	うち要配慮者数※1		うち外国人人数 ※在留カード 交付者				
					避難行動要 支援者数※2			避難行動要 支援者数※2					
1	弥栄平	1	西南西	33				7				40	37
	1km圏内			33	0	0	0	7	0	0	0	40	37
2	尾駈レイクタウン	3	東北東	1,121	8	4	25	623	6	4	13	1,744	1,007
3	富ノ沢	3	北	1				3	1			4	3
4	二又	3	北北西	54	7	3		60	9	5		114	52
	1～3km圏内			1,176	15	7	25	686	16	9	13	1,862	1,062
5	尾駈浜	4	東	274	11	2	4	181	12	7	3	455	269
6	尾駈	4	東	304	7	1	1	234	8	5	1	538	287
7	野附	4	東	103	2			63	3			166	99
8	室ノ久保	4	西南西	27	3	2		36	7	6	1	63	35
9	戸鎖	4	南西	127	8	2		111	13	5		238	112
	3～4km圏内			835	31	7	5	625	43	23	5	1,460	802
10	老部川	5	東北東	146	19	12		143	20	14	1	289	165
11	第四雲雀平	5	北西	1				0				1	1
12	第三二又	5	北北西	1				1				2	1
13	鷹架	5	南	0				0				0	0
	4～5km圏内			148	19	12	0	144	20	14	1	292	167
	UPZ圏内計			2,192	65	26	30	1,462	79	46	19	3,654	2,068
14	泊	5超	北北東	1,415	99	43	2	1,324	127	58	2	2,739	1,278
(うち)	泊1班			381	23	11	1	383	29	14		764	341
	泊2班			83	9	1		66	7	3		149	68
	泊3班			45	8	7		56	6	3	1	101	50
	泊4班			33	3			36	6	2		69	39
	泊5班			39	3	2		32	6	3		71	41
	泊6班			28	1			29	2	1		57	27
	泊7班			47	6	3		37				84	41
	泊8班			36	6	2		37	3	1		73	30
	泊9班			23				18	2	2		41	21
	泊10班			57	7	1		44	6	4		101	58
	泊11班			27	4			34	5			61	34
	泊12班			105	6	6		88	13	7	1	193	90
	泊13班			46	2	2		34	3	2		80	34
	泊14班			50	3	1		34	2	2		84	39
	泊15班			113	6	3		97	10	5		210	96
	泊16班			234	6	2		233	14	4		467	196
	泊17班			61	6	2	1	62	13	5		123	64
	泊18班			7				4				11	9
15	石川		北東	24	3	2		21	2	1		45	21
16	出戸		北東	109	5	4		153	13	5	1	262	183
17	新納屋		南東	3	1			3	1			6	3
18	千樽		西南西	23	4			29	3	1		52	24
19	平沼		南東	342	23	9	3	333	30	15	8	675	311
20	新城平		南南東	38	1	1		51	2	1		89	33
21	六原		南	47	2	1	2	38	1		2	85	30
22	端		南	21	2	2	1	24	1	1	2	45	21
23	千歳		南南西	121	5	2		113	6	3		234	101
24	千歳平		南南西	468	18	5	2	384	26	11		852	404
25	笹崎		南南西	19	2	1		16	1			35	15
26	豊原		西南	19	2		1	18	6	3	1	37	15
27	睦栄		西南	35	2	2		26	3	2		61	26
28	庄内		南南西	86	7	3		71	2	1	2	157	64
29	倉内		南東	354	24	7	20	341	45	20	5	695	323
30	中志		南	54	8	6		60	7	6		114	47
31	内沼		南	24	4	2		25	5	3	3	49	29
合計				5,394	277	116	61	4,492	360	177	45	9,886	4,996

※ 1 要配慮者数…①身体障害者手帳(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由)1・2級所持者、②療育手帳Aの知的障害者、③介護保険法における要介護度3以上の認定者、④70歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者世帯、⑤難病患者、⑥上記以外で、避難支援を希望する者の数

※ 2 避難行動要支援者数…要配慮者のうち、避難等に特に支援が必要な住民

3. 具体的防護措置を定めておくべき施設

地域防災計画に基づき、あらかじめ防護措置の具体的な実施方法を定めておくべき対象施設は、再処理施設及びMOX燃料加工施設とする。

また、その他の施設についても、防護措置が必要となる事態が発生した場合は、原子力災害対策指針に基づき必要な防護措置を実施する。

4. 防護措置の実施基準

原子力災害の初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避又は最小化するとともに、確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

原子力災害対策指針では、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を実行することを定めている。

この基準に基づき、国は住民が実施すべき防護措置について判断し、県や村に対して指示等を行うこととされており、村は、国及び県の指示により住民に対する防護措置を実施する。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL※）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子燃料サイクル施設の状況や原子燃料サイクル施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要であり、原子燃料サイクル施設の状況に応じて、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分される。

また、原子燃料サイクル施設は、これらの緊急事態区分に該当するか否かを判断する基準として、緊急時活動レベル（EAL）を定めている。

各緊急事態区分に応じた防護措置の概要を図2-2に、原子燃料サイクル施設の各事業部の緊急時活動レベル（EAL）を表2-3、表2-4、表2-5に示す。

※ EAL (Emergency Action Level: 緊急時活動レベル)。原子力施設において異常事象が発生した際、緊急事態を判断する基準。

① 警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子燃料サイクル施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備を開始する必要がある段階である。

② 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子燃料サイクル施設において住民に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子燃料サイクル施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

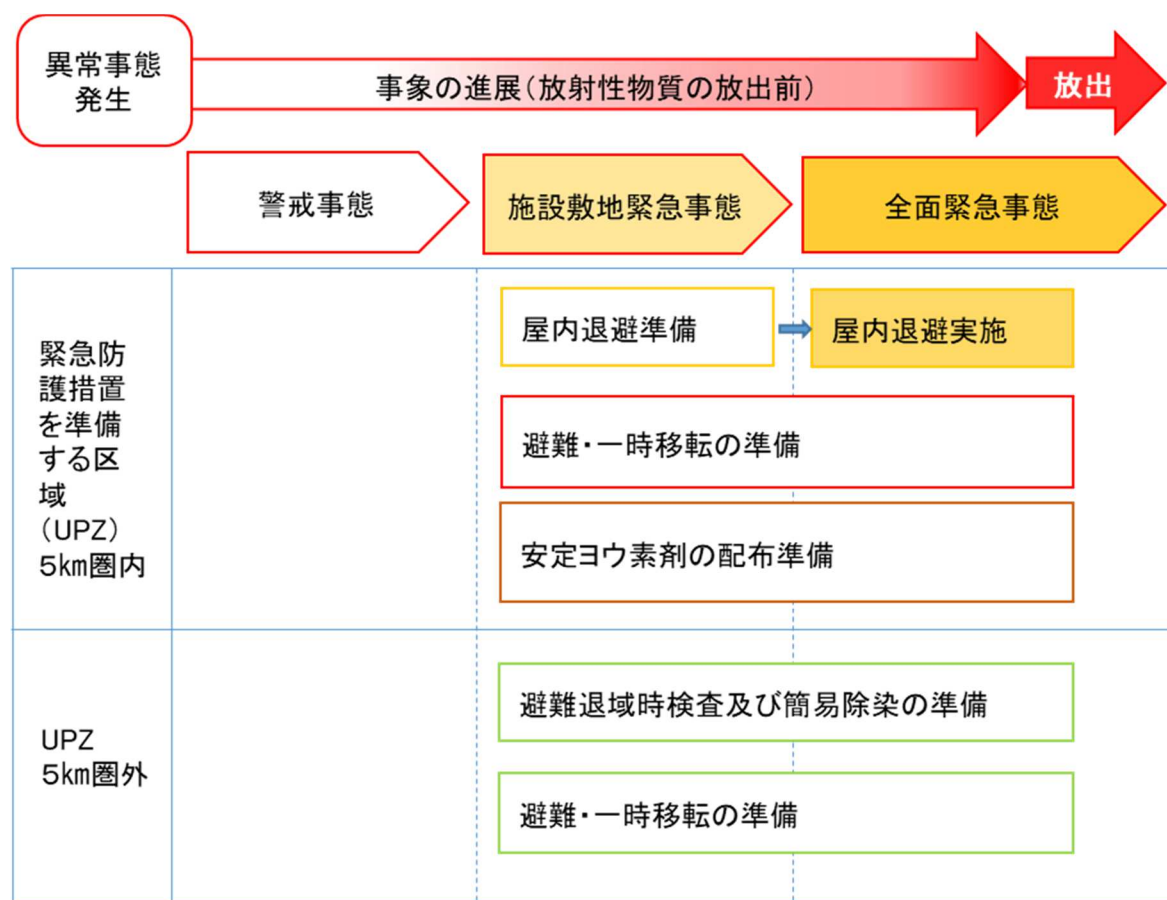
この段階では、村は、住民に対して屋内退避の準備を要請するとともに、避難・一時移転の準備、安定ヨウ素剤の配布準備、避難退域時検査の準備を開始する。

③ 全面緊急事態

全面緊急事態は、原子燃料サイクル施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、村は、住民に対し屋内退避を指示する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、避難等の予防的防護措置を講じる場合がある。



(原子力災害対策指針を基に作成)

図 2 - 2 各緊急事態区分に応じた防護措置の概要 (例: 再処理施設)

表 2-3 原子燃料サイクル施設緊急時活動レベル（EAL） 再処理事業部

EAL 区分	警戒事象	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
放射線量・放射性物質放出		(共) 敷地境界付近の放射線量の上昇	(共) 敷地境界付近の放射線量の上昇
		(共) 通常放出経路での気体放射性物質の放出	(共) 通常放出経路での気体放射性物質の放出
		(共) 通常放出経路での液体放射性物質の放出	(共) 通常放出経路での液体放射性物質の放出
		(共) 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	(共) 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出
		(共) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出	(共) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出
		(共) 臨界のおそれ	(共) 臨界の発生
	(再) 臨界のおそれ	(再) 臨界の発生	(再) 臨界の継続
冷やす	(再) 全交流電源の喪失		
	(再) 蒸発乾固のおそれ(溶液の沸騰)		(再) 蒸発乾固の発生
	(再) 使用済燃料貯蔵槽の水位維持の逸脱	(再) 使用済燃料貯蔵槽の水位の異常	(再) 使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい異常
閉じ込める		(再) セルの閉じ込め機能の喪失※	(再) セルからの異常漏えい※
	(再) 水素爆発の発生のおそれ		
	(再) 有機溶媒等の火災発生または火災発生のおそれ		
	(再) 有機溶媒等の爆発の発生		
その他の脅威	(再) 制御室の異常	(再) 制御室使用不能	
	(再) 所内外通信連絡機能の一部喪失	(再) 所内外通信連絡機能の一部喪失	
	(再) 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	(再) 火災・溢水による安全機能の一部喪失	
	(共) (原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	(共) 防護措置の準備および一部実施が必要な事象の発生	(共) 住民の屋内避難を開始する必要がある事象の発生
事業所外運搬		事業所外運搬での放射線量率の上昇	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
		事業所外運搬での放射性物質の漏えい	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

適用する施設の判別 (再): 再処理施設、(廃): 廃棄物管理施設、(共): 再処理施設・廃棄物管理施設共通

※: 警戒事象 (再) 蒸発乾固のおそれ(溶液の沸騰)、(再) 水素爆発の発生のおそれ、(再) 有機溶媒等の火災発生または火災発生のおそれ、(再) 有機溶媒等の爆発の発生による。

(日本原燃株) 再処理事業部 再処理事業所 原子力事業者防災業務計画の「(参考) 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針を踏まえた通報事象一覧」を参考に作成)

表２－４ 原子燃料サイクル施設緊急時活動レベル（EAL） 濃縮事業部

EAL 区分	警戒事象	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
放射線量・放射性物質放出		敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近の放射線量の上昇
		通常放出経路での気体放射性物質の放出	通常放出経路での気体放射性物質の放出
		通常放出経路での液体放射性物質の放出	通常放出経路での液体放射性物質の放出
		火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	火災爆発等による管理区域外での放射線の検出
		火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出
		臨界のおそれ	臨界の発生
その他	（原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合）	防護措置の準備および一部実施が必要な事象の発生	住民の屋内避難を開始する必要がある事象の発生
事業所外運搬		事業所外運搬での放射線量率の上昇	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
		事業所外運搬での放射性物質の漏えい	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

（日本原燃㈱ 濃縮・埋設事業部 濃縮事業所 原子力事業者防災業務計画の「（参考）原災法及び原子力災害対策指針を踏まえた通報事象一覧」を参考に作成）

表２－５ 原子燃料サイクル施設緊急時活動レベル（EAL） 埋設事業部

EAL 区分	警戒事象	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
放射線量・放射性物質放出		敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近の放射線量の上昇
		通常放出経路での気体放射性物質の放出	通常放出経路での気体放射性物質の放出
		通常放出経路での液体放射性物質の放出	通常放出経路での液体放射性物質の放出
		火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	火災爆発等による管理区域外での放射線の検出
		火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出
		臨界のおそれ	臨界の発生
その他	（原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合）	防護措置の準備および一部実施が必要な事象の発生	住民の屋内避難を開始する必要がある事象の発生
事業所外運搬		事業所外運搬での放射線量率の上昇	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
		事業所外運搬での放射性物質の漏えい	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

（日本原燃㈱ 濃縮・埋設事業部 埋設事業所 原子力事業者防災業務計画の「（参考）原災法及び原子力災害対策指針を踏まえた通報事象一覧」を参考に作成）

（２）運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、村は、国、県及び原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの測定結果を、防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な防護措置の判断を行い実施する。

ＯＩＬに照らした防護措置の流れを図２－３に、各防護措置に対応するＯＩＬの初期設定値を表２－６に示す。

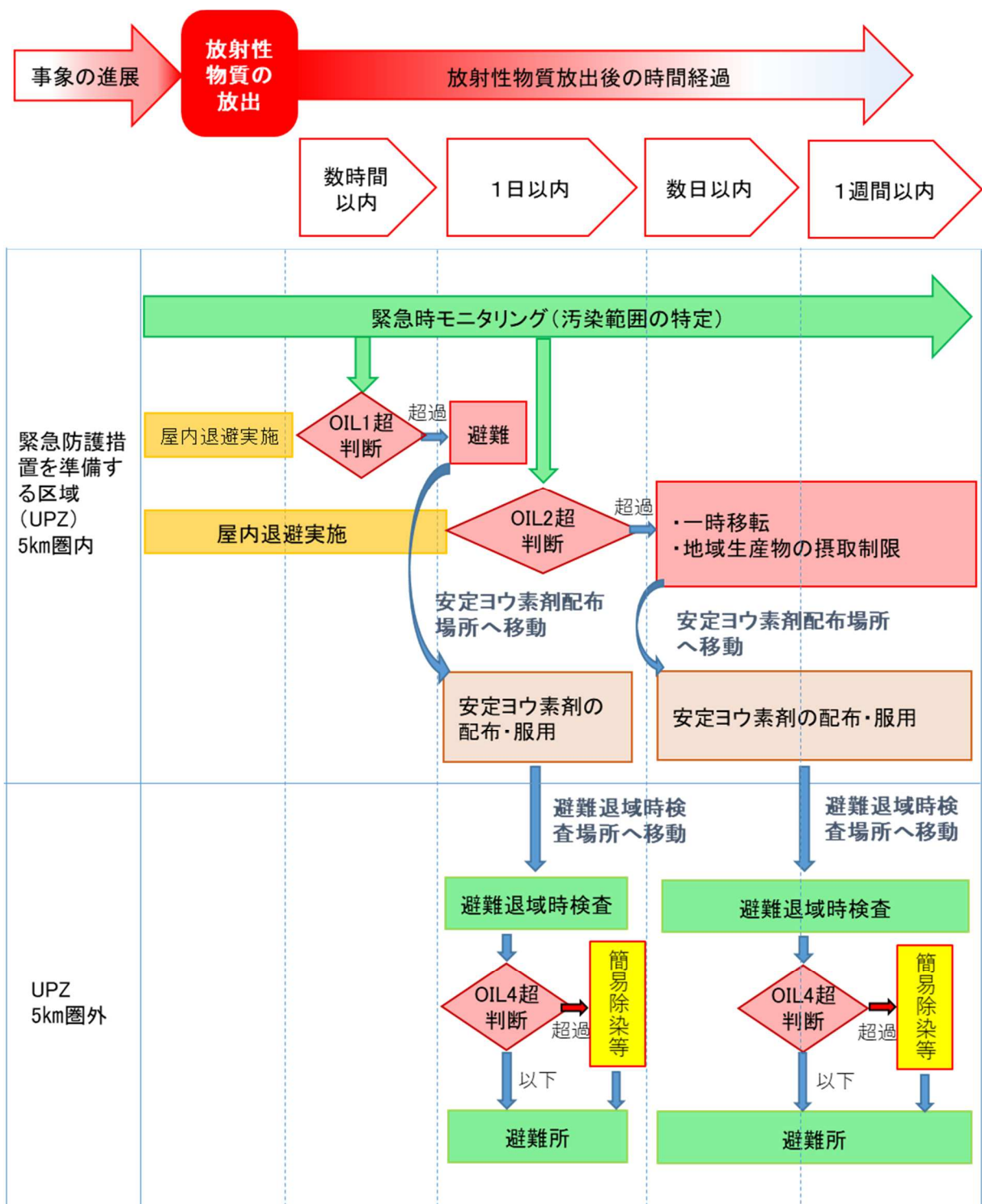


図 2 - 3 O I L に照らした防護措置の流れ (例 : 再処理施設)

表 2-6 各防護措置に対応する O I L の初期設定値

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm ^{※4} 【1 ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上に沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I L の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的に飲食物摂取制限の実施及び当該測定対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3章 緊急時における住民等への広報

村は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を踏まえ、緊急時における住民の心理的動揺や混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民に対する広報を迅速かつ的確に行う。

1. 情報伝達の流れ

村及び県から住民等への情報伝達の流れを図3－1に示す。また、同じく船舶に対する情報伝達の流れを図3－2に示す。

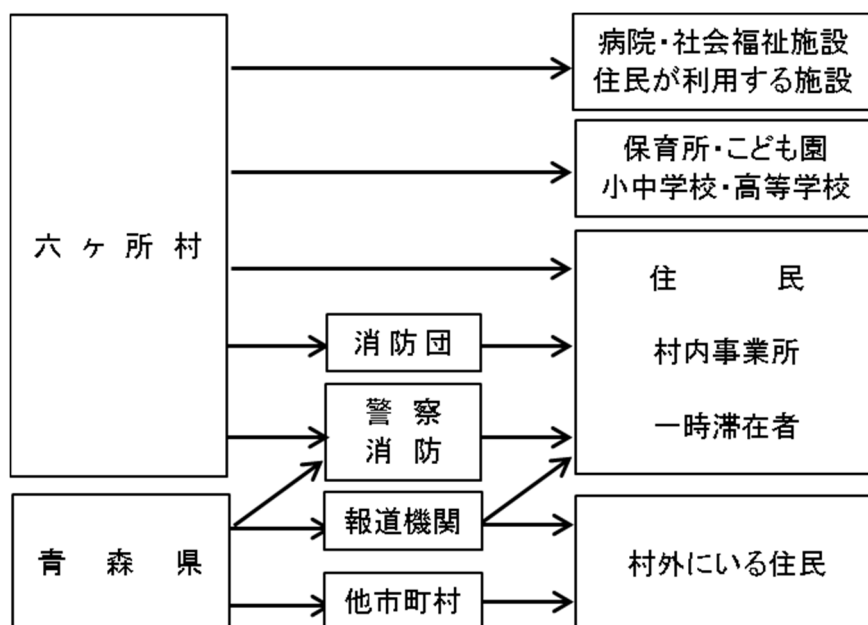


図3－1 住民等に対する情報伝達の流れ

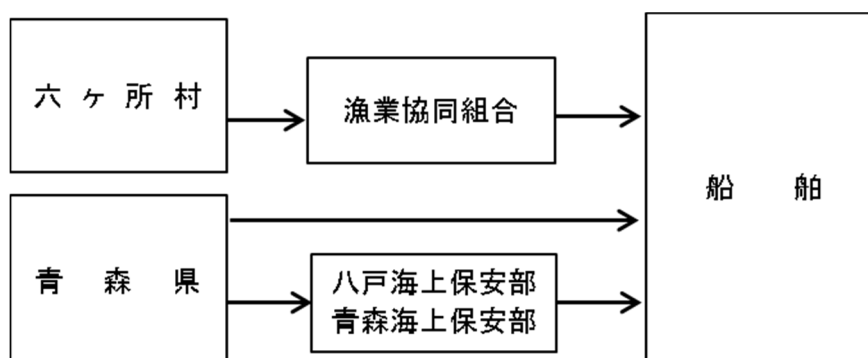


図3－2 船舶に対する情報伝達の流れ

2. 広報の手段

村は、原子力災害の状況、村の対応状況、防護措置に係る国、県からの指示の内容、住民等が取るべき措置の内容等について、利用可能な様々な情報伝達手段を活用して、繰り返し広報を実施し、さらに情報の空白期間がないよう定期的な広報を実施する。

住民等に対する情報伝達手段は次のとおりである。

- ① 六ヶ所村防災行政用無線（子局、戸別受信機）（以下、「防災行政用無線」という。）
- ② エリアメール（NTT ドコモ、au（KDDI）、SoftBank、楽天モバイル）
- ③ 防災告知端末（知らせますケン）
- ④ ロック TV（L 字放送）
- ⑤ 車両広報（村広報車、六ヶ所消防署車両、六ヶ所村消防団車両）
- ⑥ 県等の協力を得て報道機関へ情報提供（テレビ・ラジオ）
- ⑦ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Facebook、Twitter 等）

3. 広報の内容

住民広報において住民に伝える内容は次のとおりとし、災害の状況や住民が必要とする情報を踏まえ、正確かつきめ細やかな広報を行う。

- ① 事故の状況
 - ・ 原子燃料サイクル施設の状況
 - ・ 放射性物質の放出の有無（放出されている場合は、緊急時モニタリングの結果）
- ② 村の対応状況
 - ・ 災害対策本部（警戒本部）の設置状況
 - ・ 村の被害状況
 - ・ 避難所の開設状況、交通規制の状況など、村が講じる対策に係る情報
- ③ 防護措置に係る国、県からの指示等の情報
 - ・ 屋内退避の指示、要請
 - ・ 避難又は一時移転の指示
 - ・ 飲食物摂取制限に係る指示
 - ・ 安定ヨウ素剤服用の指示

※ ①～③を踏まえた広報文例

(屋内退避指示の場合)

六ヶ所村災害対策本部からお知らせします。

本日、●時●●分、日本原燃再処理工場の△△建屋で発生した事故は重大な事故に進展し、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言がなされました。

村災害対策本部は、〇〇地区に対し、屋内退避の指示を発令します。

住民の皆さんは直ちに建物の中に入り、窓やドアを閉め外気を取り入れないようにしてください。

放射性物質は放出されていませんが、次の指示があるまでは屋外に出ないでください。

また、万一の避難に備え、家族と合流し、身の回りや持ち出し品の準備をしてください。

現在のところ、公共施設や道路に被害は確認されておりません。

状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。 など

第4章 住民等の防護措置

原子力災害から身を守るため、原子燃料サイクル施設で発生した事故の状況や緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率等を踏まえ村が住民に対してとるべき防護措置が原子力災害対策指針において規定されており、本章では、防護措置の具体的な実施方法について定める。（ただし、飲食物摂取制限を除く。）

なお、MOX燃料加工施設の原子力災害対策重点区域は再処理施設の原子力災害対策重点区域に全て包含されることから、本計画では、再処理施設について具体的な防護措置の実施方法を定め、MOX燃料加工施設は再処理施設に準じて実施する。

1. 放射性物質放出前までの対応

原子力災害対策指針では、原子力災害の初期対応段階において、施設の状況に応じて、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の区分を決定し、各緊急事態区分に応じた予防的防護措置を実施することとしている。

各緊急事態区分における村の対応及び住民等の行動は表4-1のとおりとし、村は、防災行政用無線等の広報手段を用いて、各緊急事態区分に応じた必要な防護措置を住民に指示する。また、避難所、安定ヨウ素剤配布場所、バス乗車場所、避難退域時検査場所の開設準備、安定ヨウ素剤の配布、服用準備等を実施する。

UPZ内の住民は、施設敷地緊急事態が発生した場合は屋内退避の準備、全面緊急事態が発生した場合は屋内退避を実施し、併せて、事態の進展に備え、避難の準備を実施することを基本とする。

なお、UPZ外の住民についても、可能な限り不要な外出は控え、村や報道機関からの情報に注意する。

表 4－1 各緊急事態区分における村の対応及び住民の行動

区分	村の対応	住民の行動
警戒事態	・ 災害警戒本部設置 ・ 六ヶ所オフサイトセンターの連絡要員等の派遣 ・ 原子燃料サイクル施設の状況把握 ・ 住民広報	【村内全域】 ・ 村や報道機関からの情報に注意する。 ・ 不要な外出を控える。 ・ 児童等を迎えに行くなど、家族と合流し、世帯単位での避難に備える。 ・ 一時滞在者は早期に帰宅する。
施設敷地緊急事態	・ 災害対策本部設置 ・ 六ヶ所オフサイトセンターの連絡要員等の派遣 ・ 原子燃料サイクル施設の状況把握 ・ 住民広報 ・ 屋内退避の準備を要請 ・ 避難所、安定ヨウ素剤配布場所、バス乗車場所、避難退域時検査場所の開設準備 ・ 安定ヨウ素剤の配布準備	【UPZ 内の住民】 ・ 村や報道機関からの情報に注意する。 ・ 可能な限り自宅等に帰宅し、窓等を閉め外気を取り込まないようにするなど屋内退避の準備をする。 ・ 児童等を迎えに行くなど、家族と合流し、世帯単位での避難に備える。 ・ 避難に備え、持出し品等の準備を行う。 【UPZ 外の住民】 ・ 村や報道機関からの情報に注意する。 ・ 不要な外出を控える。 ・ 一時滞在者は早期に帰宅する。
全面緊急事態	・ 災害対策本部設置 ・ 六ヶ所オフサイトセンターの連絡要員等の派遣 ・ 原子燃料サイクル施設の状況把握 ・ 住民広報 ・ 屋内退避を指示 ・ 避難所、安定ヨウ素剤配布場所、バス乗車場所、避難退域時検査場所の開設準備 ・ 安定ヨウ素剤の配布準備	【UPZ 内の住民】 ・ 村や報道機関からの情報に注意する。 ・ 自宅等で屋内退避を実施し、不要な外出はしない。 ・ 避難に備え、持出し品等の準備を行う。 【UPZ 外の住民】 ・ 村や報道機関からの情報に注意する。 ・ 不要な外出を控える。 ・ 一時滞在者は早期に帰宅する。

2. 放射性物質放出後の対応

原子力災害対策指針では、放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、空間放射線量率が計測された地域ごとに、必要な防護措置の判断を行い実施することとしている。（第2章 図2-3参照）

村は、緊急時モニタリングの測定結果や、国・県からの指示内容を踏まえ、防災行政用無線等の広報手段を用いて、UPZ内の地区毎に避難又は一時移転（以下「避難等」という。）を指示する。

避難等を指示された地区の住民は、その指示に従い避難等を実施し、それ以外の地区については、屋内退避を継続することを基本とする。

なお、避難住民の安全かつ効率的な避難を行う際に、避難対象外の住民が一斉に避難経路に集中した場合に避難経路が渋滞・混雑し、不要な被ばくを受ける可能性が高まるため、住民は自主避難を控え、国、県、村の屋内退避や避難等の指示に従って落ち着いた行動をとることが重要であり、UPZ外の住民についても、放射性物質の拡散状況等により、必要な防護措置を実施する可能性があることに注意する。

避難及び一時移転の概要及び対応するOILを表4-2に示す。

表 4－2 避難及び一時移転の概要及びO I L

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
避難 緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ¹)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
(一時移転) 早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ² の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ¹)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。

※¹ 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※² 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

3. 避難等の基本的な流れ

避難等の指示を受けた地区の住民は、村の指示に従い、安定ヨウ素剤配布場所、避難退域時検査場所を経由し、地区毎にあらかじめ定められた村内南地区の避難所へ避難等を実施する。

なお、事情により自家用車で避難できない住民は、村が手配するバス等で避難等をするため、徒歩でバス乗車場所に移動する。

避難等の基本的な流れを図4-1に示す。

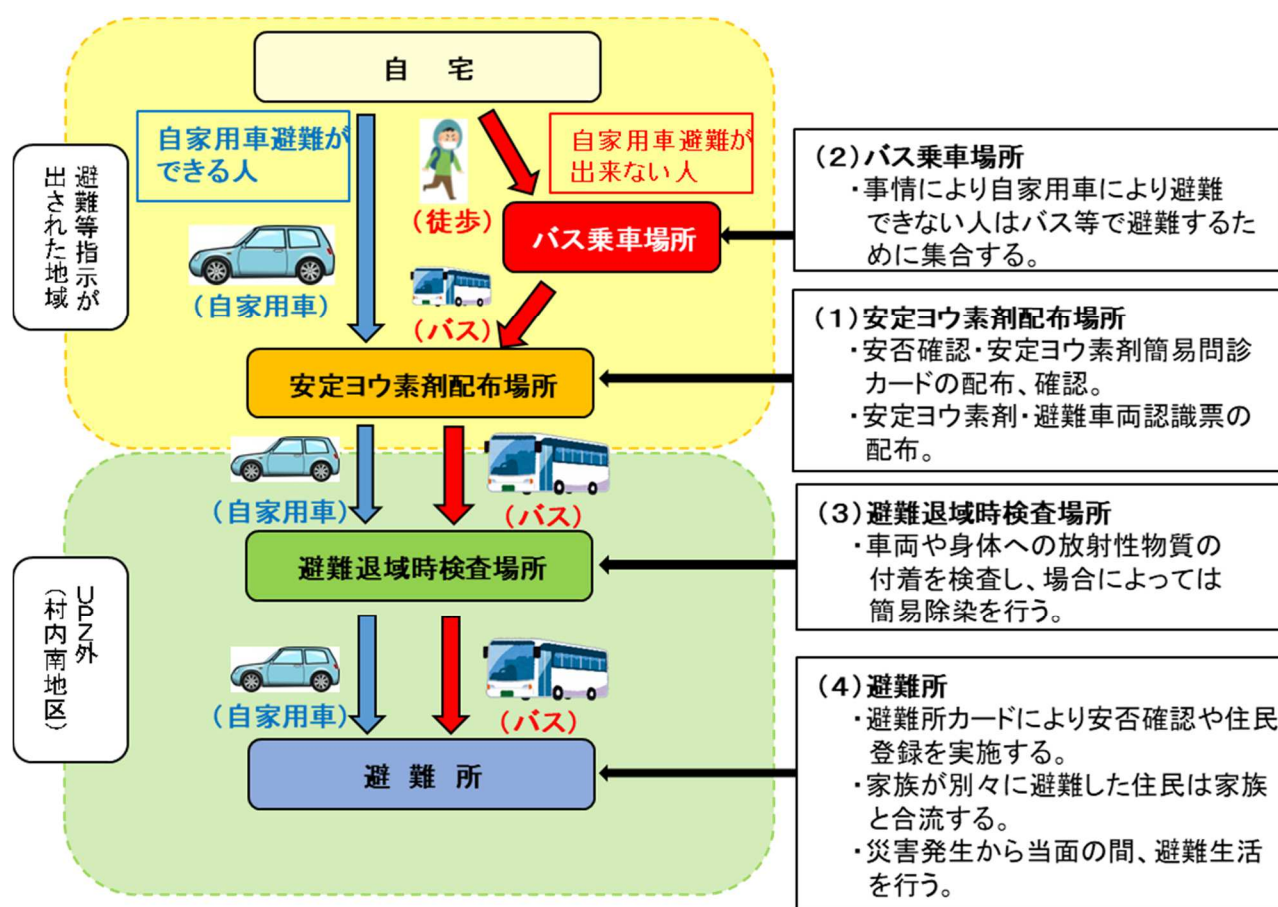


図4-1 避難等の基本的な流れ

4. 複合災害時又は新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症流行下における段階的な対応

避難所については、地震等に伴う損壊や、感染症流行下における避難所運営など、収容人数に不足が生じる場合も想定される。

このような場合、村では、東通原子力発電所対象避難計画に準じ広域避難を前提に、避難先となる弘前市への避難等を検討するなど、県及び弘前市と協議し、段階的な対応等を行う。

あらかじめ定めた避難所に変更が生じた場合、防災行政用無線等により住民に広報する。

避難所収容人数が不足する際の段階的な対応の流れを図4-2に示す。



図4-2 避難所収容人数が不足する際の段階的な対応

5. 避難等の手段

避難等の指示があった際の避難等の手段は、住民は自家用車を基本とする。避難行動要支援者※はバス又は福祉車両、自家用車を利用できない住民はバスとする。

なお、避難等の手段については、道路などが被害を受けていないことを前提としているため、地震等と原子力災害の複合災害が発生した場合等、道路の損壊や通行止めの措置により自家用車で避難等ができない場合も想定される。

このような場合、村では、災害の状況や道路の損壊状況などを踏まえ、関係機関と連携して代替の避難手段を決定し、防災行政用無線等により住民に広報する。

※避難行動要支援者：要配慮者※のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方

※要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他防災対策において特に配慮を要する方

6. 避難場所等

原子力災害特有の対応として、身体、車両、携行品などへ付着した放射性物質の不注意な経口摂取による内部被ばくや、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるなどの対応が必要となる。また、原子燃料サイクル施設から放出される放射性ヨウ素による甲状腺の被ばくを低減するために安定ヨウ素剤の服用を指示する場合がある。

さらには、原子力災害はその影響が広範囲にわたることから、広域的な避難を実施する必要がある中で、村としては、住民の生命、身体及び財産を保護する観点から、迅速な安否確認が必要であり、また、安否が確認できた住民に対し、きめ細やかな支援や情報提供を実施するためにも、住民の所在を正確に把握しておく必要がある。

このことから、「本章3. 避難等の基本的な流れ」に示すとおり、避難等の指示が出された地域の住民は、安定ヨウ素剤配布場所、避難退域時検査場所を経由し、避難所へ避難等することを基本とする。

なお、避難場所等については、地震等と原子力災害の複合災害が発生した場合、施設の損壊や感染症流行下における避難所運営など収容人数に不足が生じる場合も想定される。このような場合、村では、東通原子力発電所対象避難計画に準じ広域避難を前提に、避難先となる弘前市への避難等を検討するなど、県及び弘前市と協議し、段階的な対応等を行う。あらかじめ定めた避難場所等に変更が生じた場合、防災行政用無線等により住民に広報する。

各施設の詳細については以下のとおりである。

(1) 安定ヨウ素剤配布場所

国及び県から、村に対して、特定の地区に対する避難等の指示があり、併せて安定ヨウ素剤の配布の指示があった場合、村は住民に対して、安定ヨウ素剤配布場所において安定ヨウ素剤及び安否確認・安定ヨウ素剤簡易問診カード、避難車両認識票を配布する（安定ヨウ素剤の配布、服用については、「本章8. 安定ヨウ素剤の配布・服用」、安否確認・安定ヨウ素剤簡易問診カード及び避難車両認識票については、「本章14. 避難を円滑に行うための対応」で示す。）。

安定ヨウ素剤配布場所は、UPZ内に所在する公共施設等とし、表4-3及び図4-3のとおりとする。

表 4－3 安定ヨウ素剤配布場所

No	安定ヨウ素剤配布場所	住所	対象地区	備考
1	尾駁小学校	尾駁字野附 1304-1	尾駁・尾駁浜・ 野附・老部川	バス乗車場所を兼ねる
2	第一中学校	尾駁字野附 1054	尾駁レイクタウン	バス乗車場所を兼ねる
3	室ノ久保地区学習等供用センター	尾駁字川向 30-12	室ノ久保・戸鎖・弥栄平	バス乗車場所を兼ねる
4	大石総合体育館	尾駁字野附 521-1	二又・富ノ沢・第三 二又・第四雲雀平	バス乗車場所を兼ねる

※ 鷹架地区は居住者がいないため、一時滞在者があった場合は避難退域時検査場所で安定ヨウ素剤を受領する。

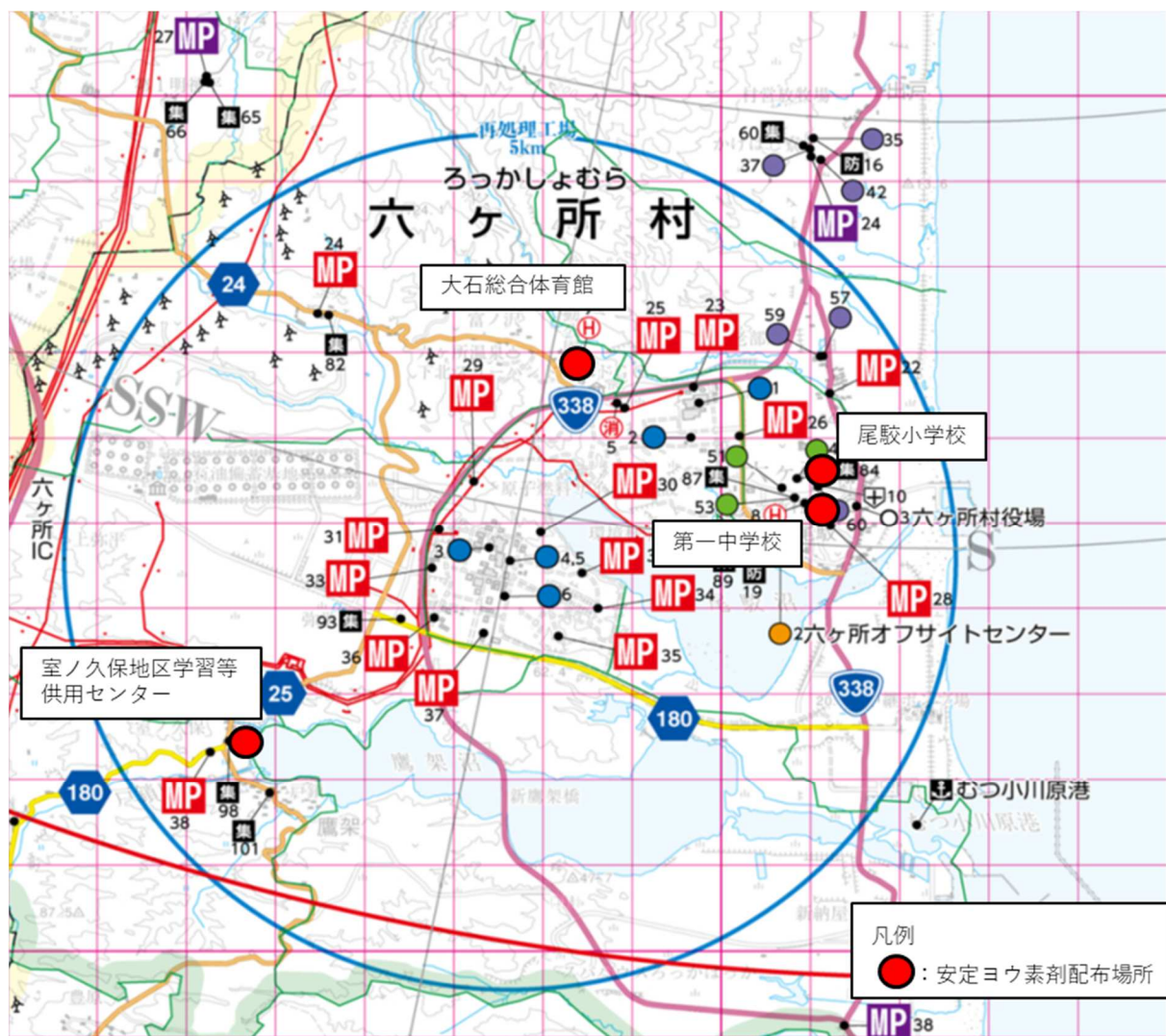


図 4－3 安定ヨウ素剤配布場所位置図（内閣府作成東通地域原子力防災地図を加工）

（２）バス乗車場所

避難等の指示を受けた住民で、何らかの理由により自家用車で避難ができない住民については、村又は関係機関においてバス等の避難車両を手配し、バス等により避難等を行うこととなるため、バス乗車場所へ集合する。

バス乗車場所は、各地区に所在する公共施設等とし、表 4－4 及び図 4－4 のとおりとする。

表 4－4 バス乗車場所

No	バス乗車場所	住所	対象地区	備考
1	老部川集会所	尾駁字猿子沢 2-145	老部川	
2	尾駁小学校	尾駁字野附 1304-1	尾駁・尾駁浜・野附	安定ヨウ素剤配布 場所を兼ねる
3	第一中学校	尾駁字野附 1054	尾駁レイクタウン	安定ヨウ素剤配布 場所を兼ねる
4	戸鎖地区児童厚生体育施設	鷹架字久保ノ内 77-1	戸鎖	
5	室ノ久保地区学習等供用センター	尾駁字川向 30-12	室ノ久保	安定ヨウ素剤配布 場所を兼ねる
6	大石総合体育館	尾駁字野附 521-1	富ノ沢	安定ヨウ素剤配布 場所を兼ねる
7	二又夢はぐ館	尾駁字二又 83-26	二又・第三二又・第 四雲雀平	
8	弥栄平中央地区内	尾駁字弥栄平内	弥栄平	
9	スパハウスろっかぽっか	鷹架字内子内 337-2	鷹架	

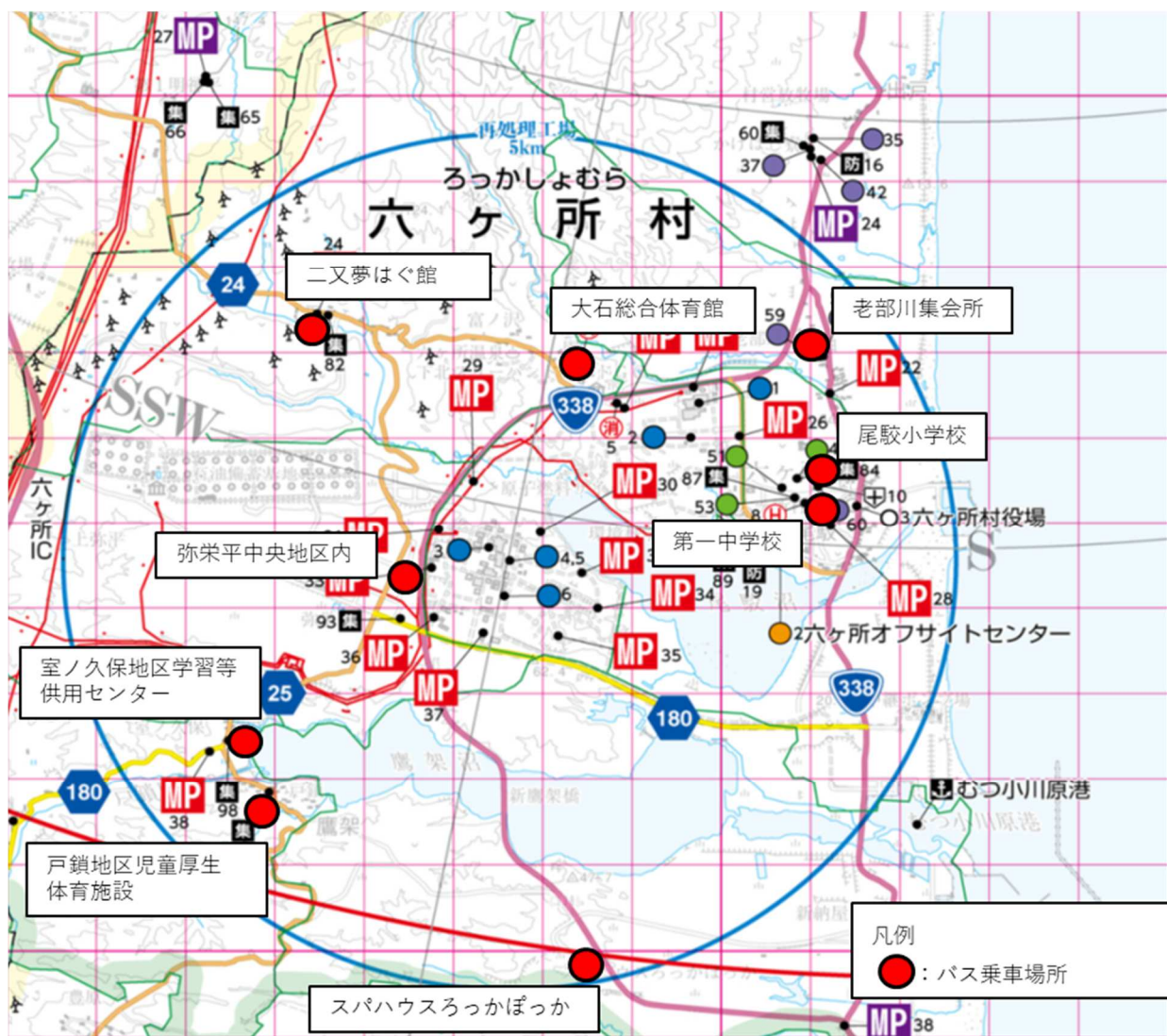


図 4 - 4 バス乗車場所位置図（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）

（２）避難退域時検査場所

放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリングの結果により必要があると判断した場合には、OILの基準に基づく防護措置として、避難等の指示を出すこととなるが、この際に避難住民等の汚染状況を確認することを目的として実施される検査のことを、避難退域時検査という（避難退域時検査の詳細は、「本章 9. 避難退域時検査・簡易除染等」で示す）。

避難退域時検査場所の候補地は、原子力災害対策指針等に規定される要件を考慮して次の場所とする。原子力災害時には最も適切な場所で検査を実施することとし、避難退域時検査場所を設置した際には、防災行政用無線等により住民に広報する。

避難退域時検査場所の村内候補地を表 4－5、図 4－5、図 4－6 に示す。

表 4－5 避難退域時検査場所候補地

No	避難退域時検査場所候補地	住所
1	六ヶ所高等学校	倉内字笹崎 305
2	旧千歳中学校	倉内字笹崎 1021-1
3	千歳平小学校及びはるき小公園	倉内字笹崎 396
4	酪農会館	倉内字笹崎 868
5	南小学校	倉内字湯沢 12-8
6	第二中学校	倉内字湯沢 112-1
7	クリーン・ペア・はまなす	尾駁字家ノ後 12-159

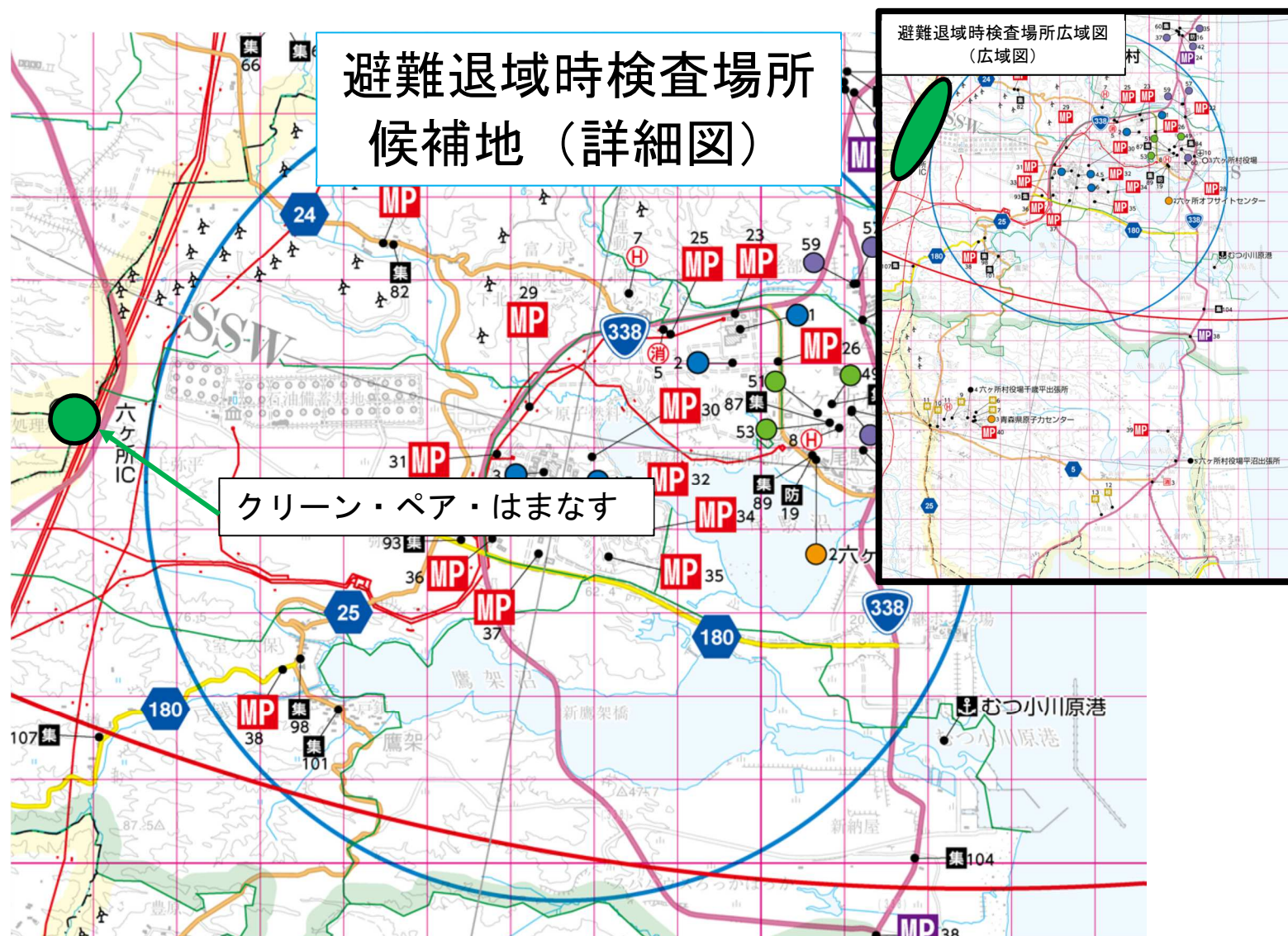


図 4 - 5 避難退域時検査場所候補地位置図（1）（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）



図 4－6 避難退域時検査場所候補地位置図（2）（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）

(3) 避難所

避難退域時検査を実施し、車両、身体及び携行品に放射性物質による汚染が無いことが確認された住民は、避難者名簿への登録を行い、当面の間避難生活を行う。

避難所については、原子力災害対策重点区域外に所在する村内南側地区の公共施設等とし、避難元の地域コミュニティを崩さないような配置を考慮し、表4-6及び図4-7のとおりとする。

なお、避難退域時検査場所候補地と避難所が重複する施設について、避難退域時検査場所及び避難所を設置しようとする際は、避難時の混乱をできる限り避けるため、青森県と調整を行ったうえで設置する。

避難所の開設及び運営にあたっては、次の事項に留意する。

①避難所内のレイアウト等

避難所の開設時、開設後、避難が長期化した場合など、各段階で必要となるスペースを考慮する。

ア 開設時から必要となるスペース

避難者受付、居住スペース、要配慮者向け居住スペース（介護、障がいの度合い、乳幼児のいる家庭等、状況に応じて場所を確保する）、トイレ（仮設トイレの場合は男女別エリアに設置）、避難所運営要員スペース（仮眠スペース含む）、物資置場、駐車場、ペット関連スペース（同伴スペース、係留スペース等）等

イ 開設後に必要となるスペース

情報連絡確認（掲示板）、授乳、おむつ替えスペース、ごみ捨て場、更衣室（男女別スペース）、洗濯場、物干し場（必要に応じて男女スペースを別に設置）、シャワー等入浴施設（男女別スペース）、物資、食料配布スペース、炊事スペース 等

ウ 避難生活が長期化する場合に必要なスペース

学習スペース（学生、生徒用）、遊戯スペース（幼児～小学生用）、集会所、喫茶、喫煙所等

②避難車両の駐車スペース

避難車両の駐車場所は、各避難所に設けられる駐車スペースとする。

③避難所の開設・運営

1, 000人以上の避難所は、誘導員、受付、要配慮者の支援、避難所全体

の運営など1施設につき32名程度、数百名規模の避難所は1施設につき20名程度の職員を要すると想定され、全ての避難所が開設される場合最低でも184人の要員が必要となる。なお、避難所運営要員の勤務体制を2交代とする場合は2倍の、3交代とする場合は3倍の要員が必要となることに留意する（「原子燃料サイクル施設の原子力災害時における避難の基本的考え方」より）。

避難所開設・運営要員が不足する場合、村は、「災害時における青森県市町村相互応援協定」に基づき、青森県に対して要員の派遣要請を行うとともに、自治会長・町内会長、自主防災組織等を通じ、又は避難者に対して、早い段階から、避難所運営について協力いただくよう依頼する。

なお、村の要請を受けた青森県は、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、応援の調整をするとともに、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、要員の派遣要請等を行うこととされている。

④必要となる資機材・物資等

避難所開設時に準備が必要な資機材として、避難所用間仕切り、毛布、オムツ・生理用品などの日用品、仮設トイレ、食料、水、マスク、手指消毒液等が考えられる。

このうち、避難直後、特に必要となる食料や日用品等については、避難者が持参するよう努めるとともに、村は、備蓄する食料・物資等を、開設した避難所に搬送する。

なお、村の備蓄量では確保できない場合、村は、各団体等と締結する協定等に基づき食料・物資等を確保するとともに、さらに不足が生じる場合は、県に対して物資等の確保を要請する。

⑤新型コロナウイルス感染症流行時における避難所の開設・運営

新型コロナウイルス感染症流行時における避難所の開設・運営については、上記①～④に示す事項のほか、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（令和2年6月8日 内閣府）」及び「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営の手引き（令和2年6月 青森県）」などに基づき、避難所における感染予防対策、感染拡大防止対策を実施するものとする。

なお、その他の感染症流行下においても、感染拡大・感染予防対策を十分考

慮するものとする。

表 4－6 避難所

No	避難所	住所	対象地区
1	千歳平小学校	倉内字笹崎 396	戸鎖・室ノ久保
2	六ヶ所高等学校	倉内字笹崎 305	尾駁レイクタウン・鷹架
3	千歳平地区公民館	倉内字笹崎 289-5	尾駁レイクタウン
4	千歳平地区体育館	倉内字笹崎 289-1	尾駁レイクタウン
5	千歳平こども園	倉内字笹崎 289-3	富ノ沢・第四雲雀平・二又・第三二又・弥栄平
6	南小学校	倉内字湯沢 12-8	尾駁浜・老部川
7	第二中学校	倉内字湯沢 112-1	尾駁・野附
8	南こども園	倉内字唐貝地 5-328	尾駁・野附

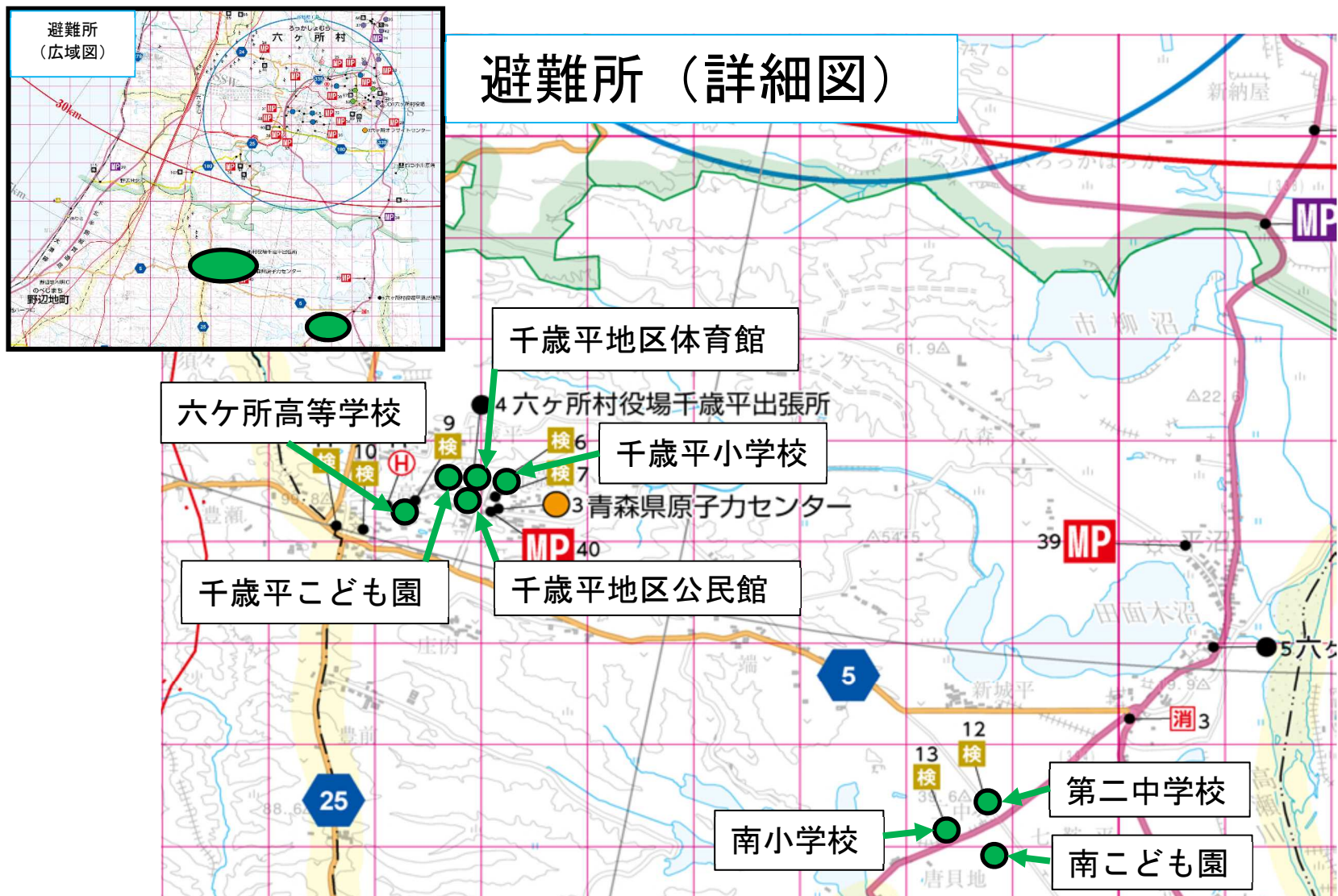


図4-7 避難所位置図（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）